

# 公立大学法人釧路公立大学

## 主要取引金融機関選定に係るプロポーザル実施要綱

### (目的)

第1条 釧路公立大学（以下「本学」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、2023年（令和5年）4月1日に公立大学法人釧路公立大学（以下「法人」という。）へ移行を予定している。

法人化後の資金管理及び入出金業務を経済的かつ効率的に行うために、取引内容等に関する企画提案を募集し、法人の主要取引金融機関を選定する。

### (定義)

第2条 この要綱におけるプロポーザルとは、主要取引金融機関選定における最良提案者を選定するため、事業者等の参加意欲を促し、技術適性を的確に把握するため、あらかじめ主要取引の概要及び参加資格等を告示し、参加表明書による参加資格の審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業者（以下「参加要請者」という。）を選定した後に、参加要請者等からの企画提案書の提出を要請し、かつ原則としてプレゼンテーションを実施した上で、その企画提案内容の審査及び評価を行い、主要取引金融機関選定に係る最良提案者を選定する手続きをいう。

### (選定委員会の設置)

第3条 釧路公立大学事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、プロポーザルにより最良提案者を選定するため、「公立大学法人釧路公立大学主要取引金融機関公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の設置に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

### (募集の告示)

第4条 管理者は、プロポーザルに参加するための必要な資格や条件、業務内容その他必要な事項について、告示その他の方法により周知するものとする。

### (参加資格及び条件)

第5条 参加を希望する者は、次に掲げる要件にすべて該当しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法第43条第2号に規定する総務省令で定める金融機関（銀行、信用協同組合及び信用協同組合連合会、信用金庫及び信金中央金庫、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者（民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は除く。）ではないこと。
- (4) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、釧路市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取り消しを受けていない者であること。
- (5) 釧路市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する者でないこと。
- (8) 釧路市の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関のいずれかであること。
- (9) 釧路市内に本店又は支店を有すること。
- (10) ファームバンキングシステムを展開し、全国銀行協会の提供する通信網（全国銀行データ通信システム）を利用して他の金融機関への振込みができること。

#### **(参加申請)**

第6条 前条に該当する者で、プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書その他別に定める提出書類（以下「参加申込書等」という。）を管理者に提出しなければならない。

#### **(参加希望者の要件の審査及び参加要請者の選定)**

第7条 管理者は、参加申込書等の提出があった者（以下「プロポーザル参加者」という。）のうちから、第5条各号に規定する要件に基づき、参加要請者等の選定を行うものとする。

#### **(選定結果の通知)**

第8条 管理者は、前条の選定を行ったときは、プロポーザル参加者に対し、その結果を書面により通知するものとする。なお、参加要請者に選定されなかった者に対しては、その理由（非選定理由）を付するものとする。

#### **(企画提案書の提出要請)**

第9条 参加要請者に選定された者は、企画提案書等を管理者が定める日までに管理者に提出するものとする。

2 なお、企画提案書の作成にあたっては、「公立大学法人釧路公立大学主要取引金融機関選定に係る企画提案書作成要領」に従うこと。

### **(最良提案者の選定)**

第10条 管理者は、最良提案者の選定を行うために、選定委員会に意見を求めるものとする。

2 選定委員会は、管理者から前項の意見を求められたときは、別に定める評価基準に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションによる参加要請者の評価（プロポーザル方式）を行い、その結果を管理者に報告するものとする。

3 管理者は、前項の報告に基づき、最良提案者を選定する。

4 管理者は、前項の選定を行ったときは、参加要請者に対し、その結果を書面により通知するものとする。なお、最良提案者に選定されなかった者に対しては、その理由（非選定理由）を付するものとする。

### **(随意契約に係る見積書の徴取)**

第11条 管理者は、前条により選定された最良提案者を、この主要取引金融機関に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。

### **(事務局)**

第12条 プロポーザル実施に関する庶務を処理するため、事務局を釧路公立大学事務組合法人化準備室に設置する。

### **(補則)**

第13条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルに関して必要な事項については、管理者が別に定める。

### **附 則**

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、主要取引金融機関に係る契約をもって、その効力を失う。